

①『都市再生』国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	東京都	地区計画等における用途緩和手続きのワンストップ化	地区計画等における用途緩和手続きのワンストップ化	区域計画の認定の過程において用途規制の緩和に關係する全ての者が関与するにもかかわらず、改めて建築基準法に基づく条例の承認の手続きを行うことは区市町村及び国土交通大臣にとって二重の負担となる。	建築基準法第68条の2第5項	国家戦略特区制度の都市計画等のワンストップ制度と同様に、新たに、特区の区域計画の認定をもって建築基準法第68条の2第5項の大臣承認手続きを省略していただきたい。	国土交通省	地区計画等の区域における用途規制を、条例により緩和する場合には、当該緩和が用途地域における用途規制の趣旨に反するものでないか等を確認するため、国土交通大臣の承認を得ることが必要とされている(建築基準法第68条の2第5項)。 ご提案の内容については、内閣総理大臣による区域計画の認定にあたって、関係行政機関の長の同意を得る必要があり(国家戦略特別区域法第8条第9項)、上述の承認手続きを追加的に課す必要性が無いため、特区の区域計画の認定をもって建築基準法第68条の2第5項の大臣承認手続きを省略することについて、前向きに検討を進めていく。
2	大阪府	工場等の改築、新増設に伴う緑地整備等に関する規制緩和	工場立地法及び都市計画法に定められている緑地整備等の規制を緩和する。	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき定める市町村準則は、第2項の基準の範囲内において定めることになっていること。  工場の改築、新增設をする際に開発行為を伴う場合は、都市計画法第33条第1項10号に基づき、同施行令第28条の3、同施行規則第23条の3に定められている緑地帯等の設置が求められること。	工場立地法第4条の2  都市計画法第33条第1項10号 都市計画法施行令第28条の3 都市計画法施行規則第23条の3	①工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき定める市町村準則は、第2項の基準の範囲内において定めることについて、地域の判断で自由に定めることを認める。  ②(①の規制改革に基づき適用すべき準則を定めた場合において)工場の改築、新增設をする際に開発行為を伴う場合は、都市計画法第33条第1項10号に基づき、同施行令第28条の3、同施行規則第23条の3に定められている緑地帯等の設置基準等の緩和を認める。	経済産業省  国土交通省	工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようするという工場立地法の目的を踏まえつつ、提案のあつた自治体において、より地域の実情に応じた準則を定め、工場等の改築、新增設の際に、きめ細かな対応が図れるよう検討してまいりたい。  国家戦略特区内では、国家戦略開発事業を活用することにより、開発許可の許可手続きを一括的に行う(ワンストップ化)特例の活用が可能です。 仮に、国家戦略特区における工場立地法に基づく準則の特例が措置された場合、当該特例と国家戦略開発事業を併用する場合には、都市計画法第33条第1項10号に定める緩衝帯の配置に係る基準に代えて、当該特例による準則を基準とすることは差し支えないと考えています。この点について、国家戦略特区内の地方公共団体等に通知することとします。